

清和監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

平成 26 年 6 月 13 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、清和監査法人を検査した結果、下記のとおり、当該監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の 2 の規定に基づき、当該監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

清和監査法人を検査した結果、以下のとおり、当該監査法人の運営は、著しく不当なものと認められ、理事長をはじめとする当該監査法人の社員は、監査法人の運営に当たり、監査法人が実施する監査の公益性及び社会的責任の大きさを強く認識する必要がある。

1. 当該監査法人の理事長は、公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）及び日本公認会計士協会（以下「協会」という。）から重大な指摘を繰り返し受けているにもかかわらず、法人の品質管理に重要な問題があることを自覚せず、審査会等の指摘に対して形式的な対応を品質管理担当責任者及び監査実施者に指示するのみで、具体的な対応を担当者任せにし、改善活動を十分に実施していないなど、理事長として行うべき行動をとっておらず、その職責を果たしていない。

また、理事長は、法人の業務運営に際し、品質管理を軽視しており、その姿勢が法人全体に浸透している。他の代表社員と社員は、自身の責任を自覚することなく、監査法人の社員として求められる職責を果たしていない。

さらに、理事長は、主導して業務の拡大を目指しており、一般的に監査リスクが高い被監査会社であっても、反社会的勢力とのかかわりがなく、存続できると判断できさえすれば、受嘱するという方針を採っている。このほか、監査業務の品質や職業倫理の遵守状況について社員の評価に反映させていない一方、営業面での成果を社員の評価と報酬に反映させるなど、社員に対して営業を奨励している。これらの結果、社員全体が営業を重視する傾向にあるとともに、品質管理を軽視している。

加えて、当該監査法人においては、被監査会社の主張を批判的な検討を行うことなく受け入れる風土が醸成されている。

2. このような状況から、当該監査法人の品質管理については、新規契約の締結において前任監査人からの引継ぎ等により識別した問題点を当該監査法人内において十分に共有・検討せずに受嘱するなど、新規受嘱に際してのリスク評価の態勢が整備されていない。また、当該監査法人においては、職員の入退所の頻度が高く、監査実施者の実務経験が少ないと考えられる状況にあるが、監査実施者の経験・能力等に見合った教育・訓練を実施していない。さらに、業務執行社員は、監査調書の査閲を通じた適切な監査手続の指示、監督及び指導を実施していない。加えて、当該監査法人は、実施した監査手続の妥当性について、批判的に検証するなどの実効性のある定期的な検証を実施していない。

このように、当該監査法人は、品質管理のシステムが機能しておらず、品質管理態勢は極めて不十分かつ不適切である。

3. 監査業務の実施については、監査リスクが高いとされている監査業務が多く存在しているが、業務執行社員は、被監査会社のリスクを適切に評価し、これに応じた監査計画を策定する能力が不足しているほか、被監査会社の主張を批判的な検討を行うことなく受け入れている。

このため、監査チームは、被監査会社についての適切なリスク評価を行っておらず、実施している監査手続が形式的なものとなっており、会計上の見積りや継続企業の前提など職業的専門家としての判断を伴う重要な項目における深度ある監査手続の実施、関連当事者取引における取引の実態を踏まえた検討、内部統制監査における不備の適切な評価を行っていないなど、十分かつ適切な監査証拠を入手していない。

このように、当該監査法人が行った監査手続においては、監査の基準に準拠した監査手続が行われていない監査業務が広範に認められる。

4. 審査については、当該監査法人は、一人の審査実施者に審査体制の整備及び運用を一任し、その有効性を評価していないほか、重要な審査案件が発生した場合に慎重な審査を行う体制が構築されていない。

このため、当該監査法人においては、被監査会社のリスクを踏まえ、実施した監査手続の適切性を確かめる批判的な審査が実施されておらず、監査上の重要な問題点を指摘できていないなど、審査の態勢は極めて不十分である。

5. 審査会及び協会からの指摘への対応については、重大な指摘を繰り返し受けているにもかかわらず、当該監査法人の理事長は、法人の品質管理に重要な問題があることを自覚していないことから、指摘事項をそのまま記載したチェックリストの配付等、形式的な対応を指示しているだけであり、同種の問題点の有無について、検証し対応するよう適切な指示及び効果の検証を行っていないなど、実効性のある改善活動に取り組んでいない。この結果、今回の審査会検査において、過去に審査会及び協会から繰り返し指摘を受けた不備と同種の重要な不備が多数検出されており、当該監査法人の品質管理レビュー等の指摘への改善に向けた取組み状況は極めて不十分である。

お問い合わせ先 公認会計士・監査審査会事務局 審査検査室 (代表) 03-3506-6000 (内線 2474)
